報　告　事　項　第　２　号
第 11 回教育委員会定例会
令和８年 11 月 10 日 学校施設課

豊島区学校施設設計事業者選定委員会運営要綱の制定について

１．目的

学校改築における設計事業者の選定にあたっては、従来からプロポーザル方式を採用し、価格の優位性のみでなく、事業者の持つ専門的な知見や創意工夫を評価することで、魅力ある学校施設の整備に努めてきた。

このたび、プロポーザル方式による事業者選定に際し、より高度な専門性と公平性・公正性を確保することを目的に、外部有識者の専門的かつ客観的な意見等を反映させるため、区教育委員会の附属機関として新たに「豊島区学校施設設計事業者選定委員会」を設置することから、当該委員会の運営に関する要綱を制定するもの。

２．内容

別紙のとおり

３．施行年月日

令和８年 11 月 10 日

別紙

豊島区学校施設設計事業者選定委員会運営要綱

令和８年 11 月 10 日
教 育 部 長 決 定

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 16 号）第６条の規定に基づき、学校施設設計業務委託の公募型プロポーザル選定を実施するにあたり、豊島区学校施設設計事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　選定委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

（１）プロポーザル実施要項に関すること

（２）事業者を選定するための評価基準に関すること

（３）プロポーザルの審査及び受託候補者の選定・決定に関すること

（４）その他必要な事項

（構成）

第３条　選定委員会は、次の各号に掲げる者につき、10 名を超えない範囲で教育委員会が委嘱又は任命する。

（１）学識経験者

（２）区職員

（委員長及び副委員長の設置並びに権限）

第４条　選定委員会には、委員長１名及び副委員長１名を置く。ただし、事業規模等に鑑み、特別に配慮する事情があると認められる場合には、副委員長を２名とすることができる。

２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、選定委員会を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議運営）

第５条　選定委員会は、委員長が招集する。

２　選定委員会は、委員の過半数の出席をもって定足数とする。

３　採択は、出席委員の過半数とし、同数の場合は委員長の裁決とする。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（報告）
第６条　選定委員会は、所掌事項の検討結果を教育委員会に報告する。

（事務局）
第７条　選定委員会に関する事務を処理するため、教育委員会事務局教育部学校施設課に事務局を置く。

（会議記録）
第８条　事務局は、選定委員会の議事概要を作成し、保管する。

（情報公開）
第９条　豊島区行政情報公開条例第７条第５号の規定に基づき、選定委員会は公開しない。
２　前項に定めるもののほか、事業者選定に関する情報公開については、プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準（平成 26 年 9 月 5 日政策経営部長決定）に基づき決定する。

（補則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附　則
この要綱は、令和 8 年 11 月 10 日から施行する。